

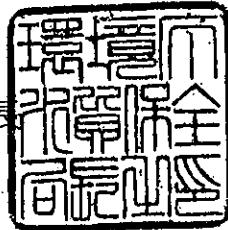
六

覚書

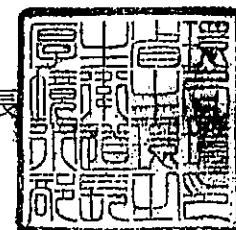
環水規第 44号

環水第 41号

昭和51年5月20日



環境庁水質保全局長



厚生省環境衛生局水道環境部長

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の制定に際し、環境庁及び厚生省は次のとおり了解する。

記

改正後の水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64号の2の特定施設については、洪水時等において水道の取水源である河川等の水質が汚濁されている場合には、浄水の過程で生じる汚水等の量が通常時に比して著しく増大することがあるため、浄水場排水処理施設を整備しても、なお、汚水等を全量処理することが不可能な場合が生ずることはやむを得ないものであるので、

環境庁は、この点に十分配慮して法の適切な運用に努めることとし、この旨を通達により明らかにし、その通達の制定及び改廃に当つては、厚生省と協議することとする。